

日本自動車部品工業会の取組み

1. 日本自動車部品工業会（部工会：JAPIA）のご紹介
2. 部工会の24年度活動方針
3. 取引適正化の取組み
4. 自工会・経産省等との連携活動
5. 発注者の立場で「襟を正す」活動
6. パートナーシップ構築宣言
7. カーボンニュートラル支援ツール紹介
8. おわりに

2024年10月16日

一般社団法人 日本自動車部品工業会

1. 日本自動車部品工業会（部工会：JAPIA）のご紹介

- **日本自動車部品工業会（部工会）**は、1938年7月設立。現在(5月1日)の会員企業数は434社。うち**84%は中堅・中小企業で構成**。日本自動車工業会、自動車総連、JAM（ものづくり産業労働組合）素形材団体等と連携して活動中。
- 会員企業は、自動車メーカーと直接取引をする**ティア1企業が中心でOEMとティア2、3等の企業の結節点としての役割**を担う。
- **会員企業出荷額は、約42兆円。**

■体制・会員構成

支部	概要	中小	中堅	大	計
東日本	東京、神奈川、埼玉、栃木、群馬等が中心	104	113	37	254
中日本	愛知、静岡、岐阜等が中心	23	47	24	94
西日本	大阪、岡山、広島等が中心	45	33	8	86
計		172	193	69	434

中小：資本金3億円以下もしくは従業員数300人以下
中堅：資本金3億円超かつ従業員数2,000人以下
大：資本金3億円超かつ従業員数2,000人超

■役員一覧（2024年5月23日就任）

【会長】

茅本 隆司 日本発条 取締役会長

【副会長】

齋藤 克巳 豊田合成 取締役社長

白柳 正義 トヨタ紡織 取締役社長

二之夕 裕美 東海理化 取締役社長

石川 伸一郎 石川ガasket 取締役社長

美野 哲司 プレス工業 取締役会長

相羽 繁生 東郷製作所 取締役社長

眞田 達也 三乗工業 取締役社長

大下 政司 部工会 専務理事

1. 日本自動車部品工業会（JAPIA）のご紹介

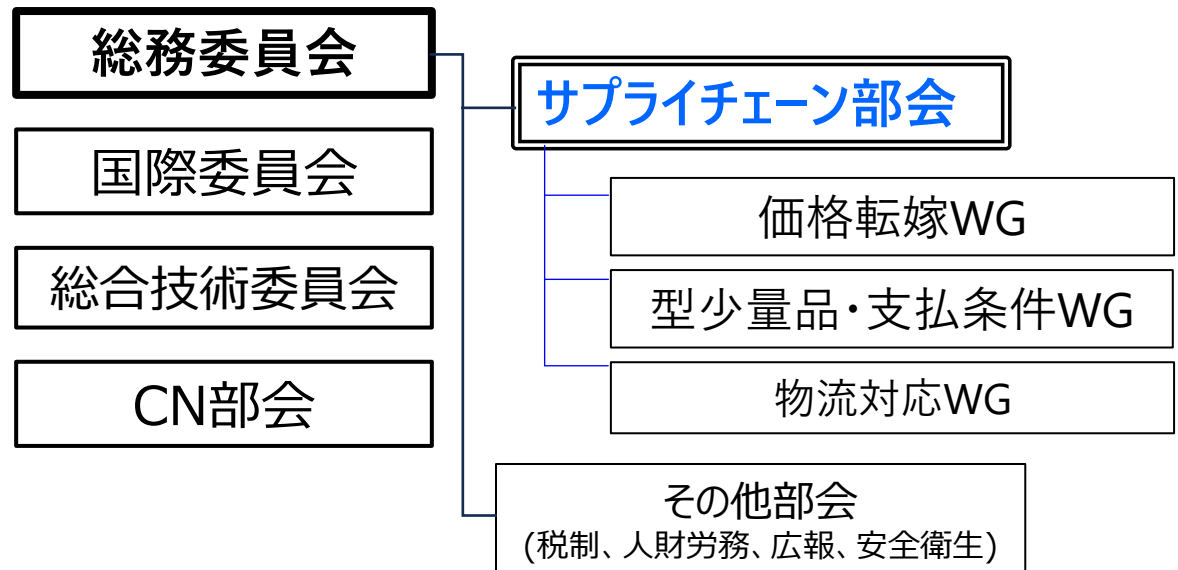
- 自動車部品産業は、原材料費・エネルギー費・労務費等のコスト負担増に加え、電動化・カーボンニュートラルへの対応や経済安全保障に係るレジリエンス強化等、**構造的な課題が山積**。
- 厳しい状況下でも、各企業が**競争力を維持・強化**していくための研究開発や設備投資を着実に進められる経営環境の整備を支援する為、**取引適正化の活動を強力に推進**。
- 取引適正化を含め、会員企業だけではなく、**サプライチェーン全体に貢献する「重点テーマ」**に取り組む。

■重点テーマ

1. 取引適正化

2. 物流問題
3. 外国人技能実習制度見直し
4. カーボンニュートラル（CN）
5. サーキュラーエコノミー（CE）
6. データ連携（DX）
7. レジリエンス
8. オープンイノベーション

■取引適正化の推進体制



2. 部工会の24年度活動方針

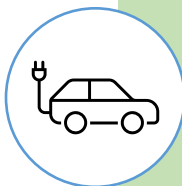
24年5月会長就任記者会見より



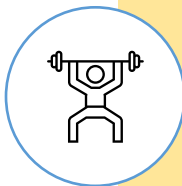
茅本会長



中堅・中小企業を含むサプライチェーン全体の健全な維持・強化に取り組むこと。今一度「襟を正し」、法令順守を大前提とした適正取引の推進・浸透に取り組む。



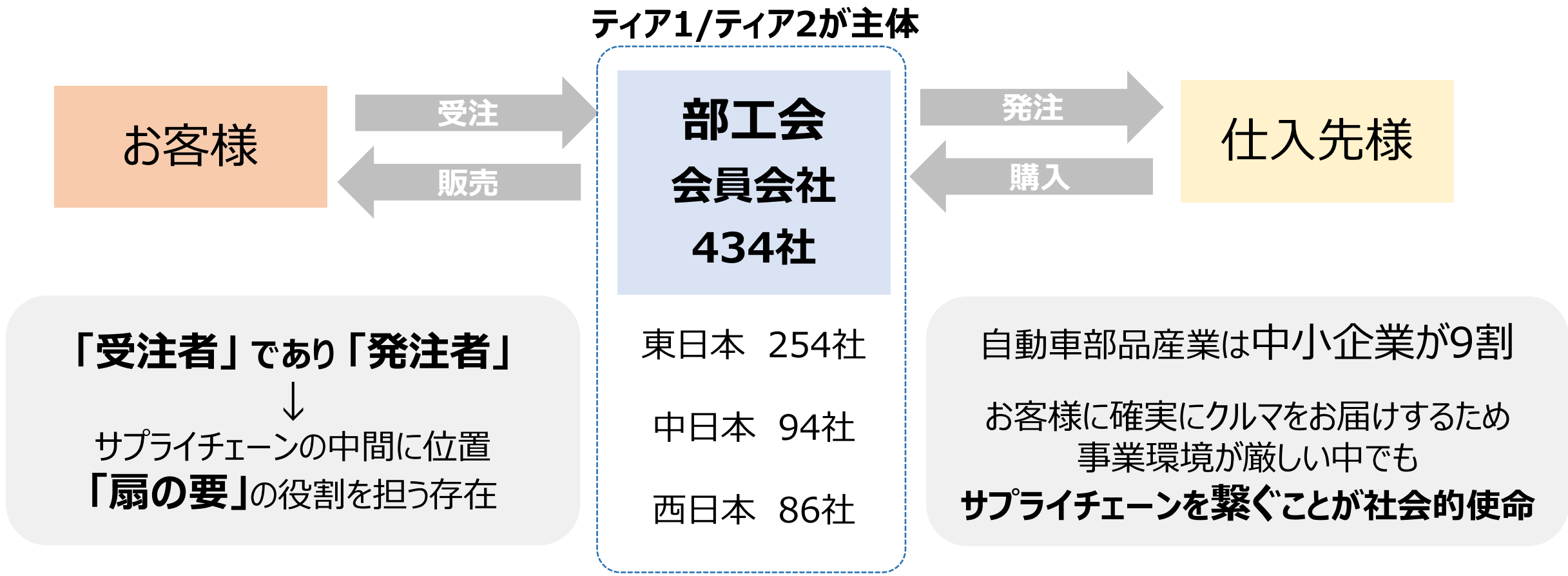
CN、CEなどをはじめとする社会の要請に応える活動を通じて、持続的な社会の構築を目指しながら、未来のモビリティ社会の構築と発展に貢献する



政府・関係団体との連携強化。日本自動車工業会（自工会：JAMA）をはじめとした自動車5団体(中略)等、多くの方々と行動を共にし、共通の目標達成や課題解決に向けて、連携を一層強化する。



3. 取引適正化の取組み (1) 部工会の位置づけ



【取組みの柱】

- I. 自工会や経産省との連携 (サプライチェーン全体への浸透)
- II. 発注者の立場で「襟を正す」 (特に中小企業に正しく向き合う。どの部品が欠けてもクルマはできない。)

3. 取引適正化の取組み (2) 取組みの全体像

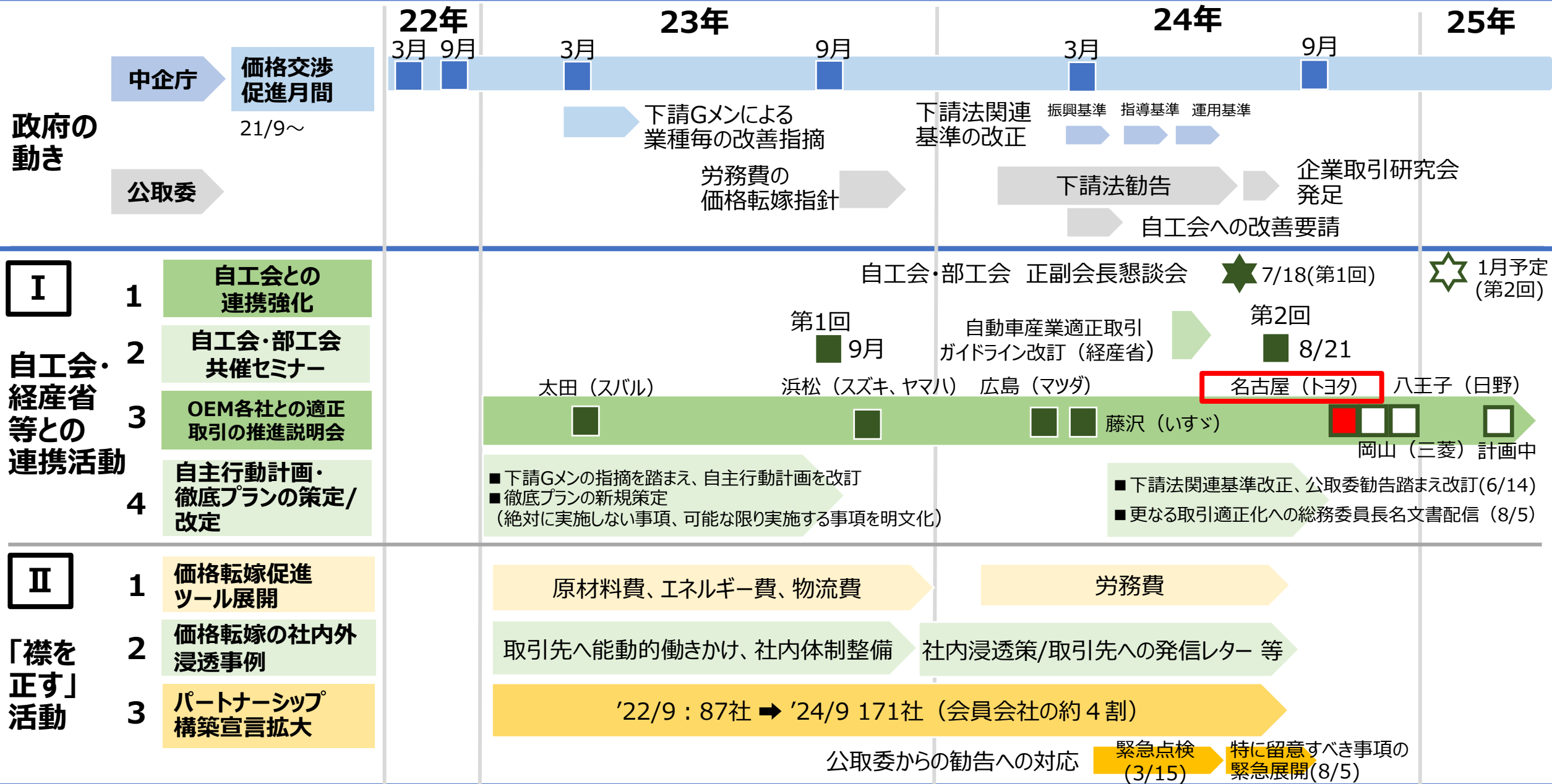
I. 自工会・経産省等との連携活動

- 自工会との更なる連携強化（正副会長懇談会、共催セミナーなど）
- OEM各社との適正取引の推進説明会
- 「自主行動計画」と「徹底プラン」の策定/改定

II. 発注者の立場で「襟を正す」活動

項目	内容	参照URL
価格転嫁促進ツールの提供	・ コスト指標と価格転嫁事例を部工会HPに一般公開 (原材料費、エネルギー費、物流費、労務費)	https://www.japia.or.jp/topics_detail/id=3938
価格転嫁の社内外浸透事例	・ グループ会社を含む社内関係部門への発信事例 ・ 仕入先への発信事例	https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/torihikitekiseika/torikumijirei/202407_torihikitekiseika_syanaigaihenoshintoujirei.pdf
パートナーシップ構築 宣言の社数拡大	・ 会員企業への宣言呼びかけ '22/9 : 87社 ➡ '24/9 : 171社 (全会員の約 4 割)	https://www.japia.or.jp/work/torihikitekiseika/partnership_sengenkiyou

3. 取引適正化の取組み (3) 活動の推移



4. 自工会・経産省等との連携活動 (1) 自工会との更なる連携強化

◆ 正副会長懇談会 ('24/7/18)

適正取引の更なる推進と自動車産業の競争力の強化に向け一層連携を深めていくことを確認

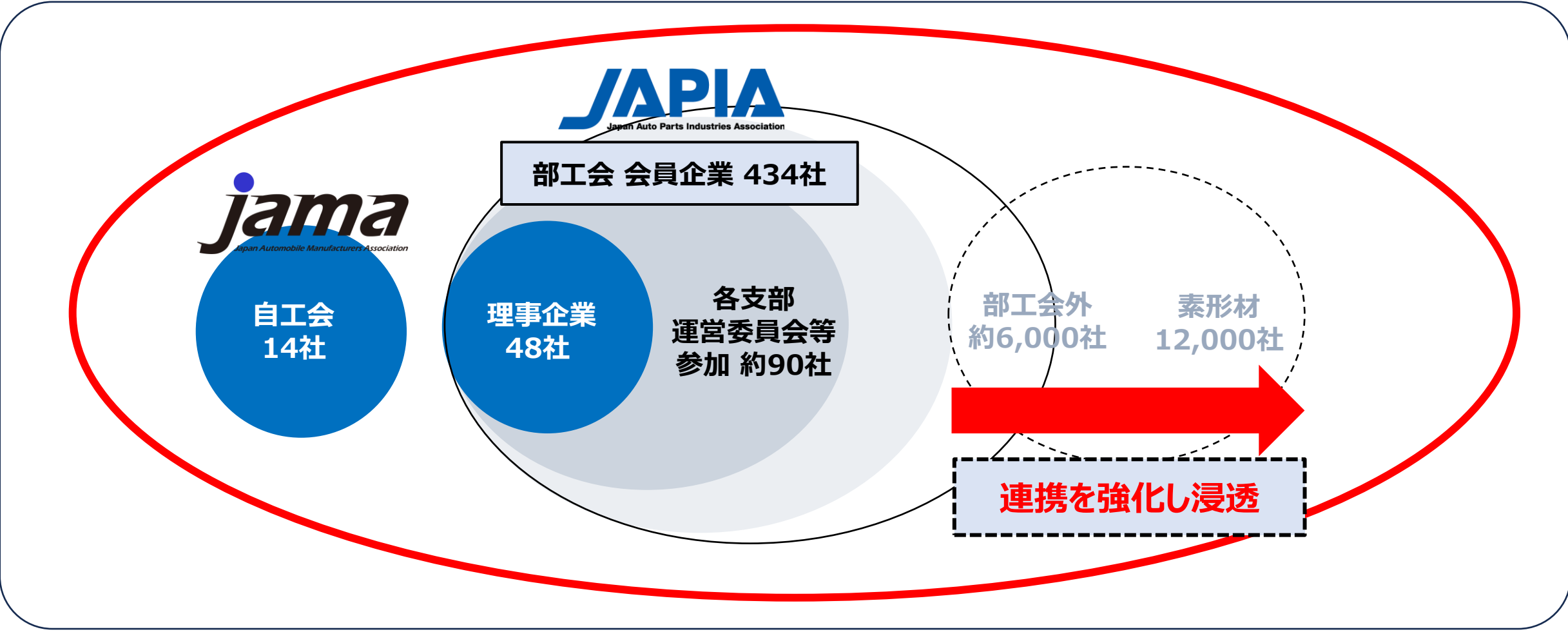
◆ 適正取引の共催セミナー ('24/8/21)

経産省や弁護士にも協力頂き、両会の会員向けに適正取引セミナーを開催し、約500名が受講



4. 自工会・経産省等との連携活動 (1) 自工会との更なる連携強化

- ◆ 自工会と部工会がより一層連携を強め、一枚岩となって取引適正化に向けた取り組みを加速
- ◆ 自動車産業全体の競争力向上のための活動に共に取り組む



4. 自工会・経産省等との連携活動 (2) OEM各社との適正取引の推進説明会

OEM、ティア1、政府、商工会議所等と連携し、ティア2、3など、できる限りティアの深いところまでを含め、自動車業界関係企業に対し、適正取引の取り組みを発信する事により、サプライチェーン全体への浸透活動を展開。

	太田地域 (スバル)	浜松地域 (スズキ・ヤマハ)	広島地域・中国地方 (マツダ)	藤沢地域 (いすゞ)
開催日	2023年3月7日	2023年10月16日	2024年2月28日	2024年3月18日
主催	太田商工会議所 部工会	部工会	経産省中国経済産業局 部工会	藤沢・周辺の商工会議所・商工会、 部工会
共催・後援	—	浜松商工会議所	広島商工会議所	—
講演者	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省自動車課 ・スバル様 (常務調達本部副本部長) ・しげる工業様 (社長) ・部工会 	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省自動車課 ・スズキ様(SC推進部長) ・ヤマハ様(調達企画部長) ・ソミック石川様(会長) ・部工会 	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省自動車課 ・マツダ様(執行役員購買担当) ・ダイキョーニシカワ様(社長) ・部工会 	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省自動車課 ・いすゞ様(購買管理部長) ・プレス工業様(常務執行役員) ・部工会
参加対象	太田地域のサプライヤー <ul style="list-style-type: none"> ・太田商工会議所会員 ・部工会会員 (近隣スバル取引部品メーカー)	浜松地域・近隣サプライヤー <ul style="list-style-type: none"> ・浜松商工会議所会員 ・次世代自動車センター会員 ・スズキ・ヤマハ協力会会員 ・部工会会員 	広島地域・中国5県サプライヤー <ul style="list-style-type: none"> ・広島商工会議所、他中国5県 商工会議所/商工会会員 ・マツダ東友会会員 ・ひろしま自連メンバー ・部工会会員 	藤沢地域・近隣のサプライヤー <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢・茅ヶ崎・大和・海老名商 工会議所会員、綾瀬市・寒川町 商工会会員 ・部工会会員
参加者数	会場80名/WEB30名 計110名	会場160名/WEB220名 計380名	会場100名/WEB200名 計300名	会場 100名

4. 自工会・経産省等との連携活動 (3) 「自主行動計画」と「徹底プラン」の策定/改定

◆「自主行動計画とは？」= 業界・企業における取引適正化の取組みの方針・考え方

・自工会、部工会では、「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着のために、2016年9月に政府が発表した適正取引に関する指針「未来志向型の取引慣行に向けて」や関係法令等を踏まえて、適正取引における重点課題※をまとめた「自主行動計画」を2017年3月に策定。

【適正取引における5つの重点課題】

- 1) 合理的な価格決定
 - 2) 型取引の適正化
 - 3) 下請代金支払の適正化
 - 4) 知的財産・ノウハウの保護
 - 5) 働き方改革に伴うしわ寄せ防止
- ・以降、「振興基準」の改正、政府方針、社会情勢等も踏まえ 自主行動計画を改訂するとともに、毎年（年1回）のフォローアップ調査により取組み実態を把握し、改善を図る。

◆「徹底プランとは？」= 自主行動計画の実効性を高めるための具体的な取組み

・「自主行動計画」に記載があるが、徹底が不十分（守られていない可能性がある）な項目について、更に 実効性を高めるための取組み（各社において絶対に実施しない事項、可能な限り実施する事項）を明文化。

中企庁からの要請に真摯に応えると共に、**価格転嫁および長年の商慣習に関わる課題**に対し、

- ・ **自工会・部工会・経産省が密に連携して取組み**
- ・ **サプライチェーン全体に浸透させる為に、自工会・部工会が率先垂範**

4. 自工会・経産省等との連携活動 (3-1) 23年の策定/改定ポイント

【ポイント①】：「明示的な協議」

「協議なくして転嫁なし」=価格転嫁推進の1丁目1番地と位置づけ
 【“取引対価・価格交渉”の徹底プラン:「各社において可能な限り実施する事項」の内容】

	【自工会】	【部工会】
	特に以下の取組みについては、自動車業界のサプライチェーン全体に浸透させることを目指し、自工会のみならず、部工会とも連携し、自動車業界全体で強力に推進。	下請法対象仕入先を重点対象とし、以下のプロセスに沿って、明示的な協議を実践する。
① 発信	発注者側から、少なくとも年1回は、価格交渉の姿勢を示す文書を取引先各社へ発信し（説明会だけに留まらない）協議の申し入れを受け入れる用意があることを明示する。 ※支払いが継続して発生する取引が対象	発注側から価格の協議の意思を、少なくとも年に1回は表示（書面、説明会等）する。
② 要望確認	個別にヒアリングする。（発信に留まらず能動的にヒアリング。特に下請法対象事業者へ重点的に実施。）	仕入先の要望を確認し、合理的な協議を実践する。
③ 書面連絡	値上げ要請の際の交渉結果は、変動要因等がわかる形で個別に回答する	協議結果を書面等で連絡する。特に価格引き上げ要請に対し、価格を据え置く場合は、全仕入先への書面での回答を必須とする。
④ 協議結果	経営層から実務層まで社内全体への浸透を図るため、取引先毎に要請内容、交渉結果とその考え方まで記載した記録を一元的に管理する。（特に下請法対象事業者へ重点的に実施）	協議結果を記録し、エビデンスとして一元的に管理する。 ※各社において、協議の申し入れ、仕入先からの回答、協議の合意状況等、仕入先別の「個別管理」に努める。

4. 自工会・経産省等との連携活動 (3-1) 23年の策定/改定ポイント

【ポイント②】「協議の対象」

下記観点から、「協議の対象」は「下請法対象仕入先だけではなく、全ての仕入先」とする

自工会・部工会が自動車業界を牽引し、

- ・サプライチェーン全体への確実な浸透を図る
- ・独禁法の「優越的地位の濫用」に該当する恐れのある行為は絶対にしない

【ポイント③】「協議の範囲」:

価格転嫁だけではなく、商慣習に関わるテーマについても両会で協議し、具体的なアクションを明確化

<徹底プランの例：内示と発注の差>

	【自工会】	【部工会】
各社において絶対に実施しない事項	①内示や発注内容についての申し立てがあった際に、協議自体に応じないこと。 ②内示と発注の乖離に伴い発生した費用補償についての申し立てがあった際に、協議自体に応じないこと。	内示と発注の数量の乖離から、人員・材料・在庫等に関して追加費用が発生した際、仕入先から求償を受けても回答をせず、協議に応じない。
各社において可能な限り実施する事項	①内示と発注の乖離の抑制等、精度の向上。 ②中期的な計画提示についても試行/努力する。 ③生産変動（半導体影響等）が生じる場合の早期通達を行う。	①生産リードタイムの長い部材は、発注者としての責任を果たす為、仕入先への中期予測の提示や安全在庫の確保に努める。 ②内示と発注にある程度差が発生する事を見越し、変動が仕入先に直接的に影響しない様、発注数量の平準化や自社での在庫等、変動の吸収に努める。

4. 自工会・経産省等との連携活動 (3-2) 自主行動計画の更なる改訂 (24年)

【政府の動き】

24年3月25日 下請法振興基準の改正

- ・労務費の価格転嫁指針を追加
- ・原材料、エネルギー費の適切なコスト増加分の全額転嫁の指針を追加

24年4月30日 下請法指導基準の改正

- ・24/11以降、60日を超える手形支払いを継続している場合、公取委が指導する方針を明記

24年5月27日 下請法運用基準の改正

- ・買い叩きの解釈、考え方を明確化

24年1月～24年7月

- ・公取委が自動車業界各社に対し、下請法違反を勧告

24年3月

- ・公取委が自工会に対し、違反行為の未然防止の取組み、業界全体の取引適正化の一層の推進を要請



両会で歩調を合わせ、 各々の自主行動計画に追記

- ① 価格協議に関する好ましくない事例
- ② 原価低減要請に関する好ましくない事例
- ③ 労務費の価格転嫁に関する指針
- ④ 原材料、エネルギー費の適切なコスト増加分の全額転嫁
- ⑤ 支払い条件の改善（手形60日以内）
※ 下請だけでは無く、大企業間の取引も見直しに努める旨を明記
- ⑥ 親事業者の11の禁止行為
（下請法および同法運用基準より抜粋）
※ 調達に関わる全部門に緊急点検を展開

【ご参考】「自主行動計画」改訂のポイント（24年）

【主な改訂内容】

① 価格協議に関する好ましくない事例

- 1) 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- 2) 過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- 3) もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。
- 4) 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、親事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと

② 原価低減要請に関する好ましくない事例

- 1) 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- 2) 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- 3) 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

参照URL: <https://www.japia.or.jp/work/torihikitekiseika/>

【ご参考】「自主行動計画」改訂のポイント（24年）

【主な改訂内容】

③ 労務費の価格転嫁に関する公取委の指針

労務費の転嫁に際しては労務費転嫁指針に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、同指針別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。

④ 原材料費、エネルギー費の全額転嫁

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改訂タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

⑤ 支払い方法の改善

- ・下請代金の支払いに係る手形等（一括決済方式または電子記録債権を含む）のサイトは60日以内とする。
- ・サプライチェーン全体で支払い方法の改善を進めるにあたって、大企業は率先して下請法対象以外の大企業間の取引についても、支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）に努める。

参照URL:<https://www.japia.or.jp/work/torihikitekiseika/>

【ご参考】「自主行動計画」改訂のポイント（24年）

【主な改訂内容】

⑥親事業者の11の禁止行為

(下請代金支払遅延等防止法及び同法運用基準より抜粋)

親事業者には、書面の交付義務(第3条)、支払期日を定める義務(第2条の2)、書類の作成・保存義務(第5条)、遅延利息の支払義務(第4条の2)の4つの義務と次の11項目の禁止事項が課せられており、**たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、下請法に違反することになるので十分注意すること。**

現在、順守が特に
求められている3項目

-
- 1) 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
 - 2) 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
 - 3) **下請代金の減額 (第4条第1項第3号)**
 - 4) 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)
 - 5) **買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)**
 - 6) 購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)
 - 7) 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
 - 8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)
 - 9) 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
 - 10) **不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)**
 - 11) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (第4条第2項第4号)

参照URL:<https://www.japia.or.jp/work/torihikitekiseika/>

【ご参考】自工会・部工会 自主行動計画/徹底プランの掲載場所

■ 自工会



参照URL:https://www.jama.or.jp/release/news_release/2024/2577/

適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画と徹底プランの改訂について

2024/05/31

一般社団法人 日本自動車工業会（会長:片山 正則）は、適正取引に関する自工会方針に基づき、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」およびその実効性を高める「徹底プラン」を改訂いたしました。

現在、緊急点検による徹底した調査を継続しており、引き続き、法令遵守を大前提とした適正取引を強力に推進し、「日本のものづくりの競争力確保」と「健全な取引環境の構築」の実現に向け、一般社団法人日本自動車部品工業会と共に、自動車産業のサプライチェーン全体で取り組みを継続して進めて参ります。

- [適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画](#) 
(2024年5月31日改訂版)
- [徹底プラン PDF](#) 
(2024年5月31日改訂版)

■ 部工会

参照URL:<https://www.japia.or.jp/work/torihikitekiseika/jishukoudoukeikaku/kaitei>

一般社団法人日本自動車部品工業会（部工会）は、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」およびその実効性を高める「徹底プラン」を改訂いたしました。今後も、一般社団法人日本自動車工業会と共に一丸となって、今一度「襟を正し」、法令遵守を大前提とした適正取引をサプライチェーン全体で推進、浸透させていくことに取組んで参ります。詳細は下記リンク先をご確認ください。

【会員企業代表者様】自主行動計画・徹底プラン改訂に関わる総務委員長からのお願い

≪資料≫

- ▼ [【2024.6改訂】自主行動計画](#)
- ▼ [【2024.6改訂】徹底プラン](#)
- ▼ [【参考】自動車産業適正取引ガイドライン](#)

3. 取引適正化の取組み (2) 取組みの全体像

I. 自工会・経産省等との連携活動

- 自工会との更なる連携強化（正副会長懇談会、共催セミナーなど）
- OEM各社との適正取引の推進説明会
- 「自主行動計画」と「徹底プラン」の策定/改定

II. 発注者の立場で「襟を正す」活動

項目	内容	参照URL
価格転嫁促進ツールの提供	・ コスト指標と価格転嫁事例を部工会HPに一般公開 (原材料費、エネルギー費、物流費、労務費)	https://www.japia.or.jp/topics_detail/id=3938
価格転嫁の社内外浸透事例	・ グループ会社を含む社内関係部門への発信事例 ・ 仕入先への発信事例	https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/torihikitekiseika/torikumijirei/202407_torihikitekiseika_syanaigaihenoshintoujirei.pdf
パートナーシップ構築 宣言の社数拡大	・ 会員企業への宣言呼びかけ '22/9 : 87社 ➡ '24/9 : 171社 (全会員の約4割)	https://www.japia.or.jp/work/torihikitekiseika/partnership_sengenkiyou

5. 発注者の立場で「襟を正す」活動：価格転嫁促進ツール・好事例等の提供

(1) 原材料費・エネルギー費・物流費・労務費のコスト指標

公表データを取り纏め、コストとその推移を表計算ソフトで分かりやすく確認できるようにしたツールを作成

原材料・エネルギー等の価格転嫁促進ツール


<使い方>

①「指標」「種類」で見たい原材料費・エネルギー費・物流費の指標・種類を選択
 ※エネルギー：「種類」は各調整費（会社別）および平均販売単価（地域別）を選択すると、グラフを表示
 ※ウレタン・ポリアミド6：右の「配合比率」を指定した上で、「種類」を選択しグラフを表示
 ※国内物流：右の「トラックサーチャージ」を指定した上で、「種類」で「地域別のトラックサーチャージ」を選択すると、グラフを表示

②「期間」で選択したい期間を選択（費目によって選択可能な期間が異なります）

③選択した指標と期間の価格推移をグラフと表で表示。PDFとCSVで出力可能

補足説明		指定項目
鉄鋼材料の種類	電気・ガスの料金構成	ウレタン 配合比率指定
非鉄金属材料の価格構成	国内トラック便のサーチャージ算出方法	ポリアミド6 配合比率指定
非金属材料の価格構成	労務費の種類・注記	国内トラック便 トラックサーチャージ指定




<使い方>

①「指標」「種類」で見たい原材料費・エネルギー費・物流費の指標・種類を選択
 ※エネルギー：「種類」は各調整費（会社別）および平均販売単価（地域別）を選択すると、グラフを表示
 ※ウレタン・ポリアミド6：右の「配合比率」を指定した上で、「種類」を選択しグラフを表示
 ※国内物流：右の「トラックサーチャージ」を指定した上で、「種類」で「地域別のトラックサーチャージ」を選択すると、グラフを表示

②「期間」で選択したい期間を選択（費目によって選択可能な期間が異なります）

③選択した指標と期間の価格推移をグラフと表で表示。PDFとCSVで出力可能

補足説明		指定項目
鉄鋼材料の種類	電気・ガスの料金構成	ウレタン 配合比率指定
非鉄金属材料の価格構成	国内トラック便のサーチャージ算出方法	ポリアミド6 配合比率指定
非金属材料の価格構成	労務費の種類・注記	国内トラック便 トラックサーチャージ指定



指標

- 01_【原材料】鉄鋼
- 02_【原材料】鋼・黄銅
- 03_【原材料】アルミ
- 04_【原材料】ウレタン**
- 05_【原材料】ポリアミド6
- 06_【原材料】ポリプロピレン
- 07_【原材料】ABS樹脂
- 08_【原材料】合成ゴム
- 09_【エネルギー】電気

種類

- 04.01_ウレタンA (円/kg)
- 04.02_ウレタンB (円/kg)**
- 04.03_ウレタンC (円/kg)
- 04.04_ウレタンD (円/kg)

04_【原材料】ウレタン



24.8.20版

(出典) ウレタン：日本経済新聞の記事及び日経NEEDS/財務省統計

期間

2019年～2022年

2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024

出力

PDF出力
グラフ・データ・出典

CSV出力
データ

指標

- 07_【原材料】ABS樹脂
- 08_【原材料】合成ゴム
- 09_【エネルギー】電気
- 10_【エネルギー】ガス
- 11_【物流】国内トラック便
- 12_【物流】海外輸出便
- 13_【物流】海外輸入便
- 14_【労務費】消費者物価指数・最賃・賃上げ率**

種類

- 14.01_消費者物価指数（前年比）
- 14.02_自動車総連 & JAM 総賃上げ率（年率）
- 14.03_JAM 総賃上げ率（年率）
- 14.04_自動車総連 総賃上げ率（年率）
- 14.05_自動車総連 総賃上げ率 OEM（年率）
- 14.06_自動車総連 総賃上げ率 車体・部品（年率）
- 14.07_最低賃金 全国加重平均（円）
- 14.08_最低賃金 全国加重平均（円）

14_【労務費】消費者物価指数・最賃・賃上げ率



24.8.20版

(出典) 消費者物価指数：財務省統計局

期間

2019年～2022年

2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024

出力

PDF出力
グラフ・データ・出典

CSV出力
データ

5. 発注者の立場で「襟を正す」活動：価格転嫁促進ツール・好事例等の提供

(2) 原材料費・エネルギー費・物流費・労務費の価格転嫁事例集

弊会会員各社と仕入先様で実践されている具体的な価格転嫁の事例を取り纏め

原材料費・エネルギー費・物流費・労務費の価格展開事例集

2. 費目別の価格転嫁事例 2-1. 原材料費

①使用量を算出 一般的には、以下の2通りの方法で算出 1. 製品1台あたりの正味重量 2. 歩留まりを考慮した投入重量 (例：正味重量×1.2) 【事例】 投入重量240g (正味重量200g×1.2)	③製品個あたりの価格転嫁額を算出 製品単価±②単位あたりの変動額等 = ③製品個あたりの価格転嫁額 <Point>金属材料については、歩留まりを考慮した投入重量で見積もりをする場合、変動総額からスクラップ売却相当額を減額する方式を採用しているケースがあります。 【事例】 ・投入重量240g × 17円/kg = 4.08円/台 (ア) ・スクラップ売却額 40g×5円/kg=0.2円/台 (イ) (ア)-(イ) = 3.9円/台 ・21下：80円/台 → 22上：83.9円/台 ↓ 製品単価に反映
②単位あたりの変動額を算出 <Point>「使用する指標」「始点と終点」を取引先と協議のうえ決定 例) ・指標：日本自動車部品工業会のコスト指標から引用 ・始点：前月、前四半期、前期、前年等 ・終点：当月、当四半期、当期、当年等 【事例】 熱延鋼板1.6mmの日刊産業新聞指標 ・起点：21年度上期平均 ・終点：21年度下期平均 ↓ 製品単価に反映	④該当製品の変動総額を算出 ④製品個あたりの価格転嫁額×購入数量 【事例】 <精算時期> 22年4月 <精算額> 3.9円/台 × 21下の購入数量30,000台 = 117,000円 ↓ 一時金として総額を遡及精算 ※下請法60日ルールに注意

【事例】投入重量240g (正味重量200g×1.2)

<Point>「使用する指標」「始点と終点」を取引先と協議のうえ決定
 例) ・指標：日本自動車部品工業会のコスト指標から引用
 ・始点：前月、前四半期、前期、前年等
 ・終点：当月、当四半期、当期、当年等
【事例】熱延鋼板1.6mmの日刊産業新聞指標
 ・起点：21年度上期平均 ・終点：21年度下期平均

<Point>単位当たりの変動額：始点と終点の差
【事例】 +17円/kg=(21下 117円-21上 100円)

2. 価格転嫁事例

労務費

事例①

仕入先の概要 【業種】プレス加工/溶接/組立 【社員数】104名	III. 当社負担金額の算出 【価格転嫁対象の総額】 ・351千円/月 = 104名 × (4,379-1,000) 円 【仕入先の当社向け売上比率】 ・仕入先の総売上高 6,215百万円/年 ・当社向けの売上高 639百万円/年 → 当社向けの売上比率 10.3% 【当社負担額】 ・36千円/月 = 351千円/月 × 10.3%
I. 仕入先から労務費に関する情報を入手 情報は入手せず	IV. 転嫁方法 【一時金として当社負担額を遡及精算(半期分)】 ・216千円 = 36千円/月 × 6か月
II. 価格転嫁の対象とする労務費額の査定 【賃上げ額】 <賃金改善分獲得額の推移(同時期比較)> <p>注：この事例は転嫁企業判断での算定であり、参照数値の出典元は当算定(1,000円)について関与していない</p> <p>【出典：賃金改善分獲得額4379円】 自動車総連(全日本自動車産業労働組合総連合会) 2023年総合生活改善の取り組み 回答状況について ニュース 自動車総連(jaw.or.jp) → 2023.3.21掲載記事</p>	

5. 発注者の立場で「襟を正す」活動：価格転嫁促進ツール・好事例等の提供

(4) 自工会・部工会共催セミナー：アーカイブ配信

8月21日に開催された、自工会・部工会共催セミナーをアーカイブ配信中。経産省からの政府の動向の紹介、自工会・部工会が両会会員に向けて共同でメッセージを発信。更に自動車業界が公取から受けた指摘について、弁護士が下請法の観点で留意事項を分かり易く説明。

[【アーカイブ配信のご案内】2024年8月21日「取引適正化に関する自工会・部工会共催セミナー」](#) | [一般社団法人 日本自動車部品工業会 \(japia.or.jp\)](#)
[公取委からの指摘に対する特に留意すべき事項 \(20240821 Attorneys\) \(japia.or.jp\)](#)

NOZOMI

自工会様・部工会様共催セミナー

**公取委からの指摘に対する
特に留意すべき事項**

2024年8月21日
弁護士 大東 泰雄

のぞみ総合法律事務所
COPYRIGHT © NOZOMI SOGO ATTORNEYS AT LAW. ALL RIGHTS RESERVED.

1

買ったたきの禁止

親事業者は、下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると下請法違反(買ったたき)となる。

- ◆ 平成30年度までの数年で指導・勧告件数が約15倍に！
- ◆ 下請代金の減額は発注後、買ったたきは発注前(発注時)

➤買ったたきに該当するか否かの判断要素

- ① 価格がどの程度安いか
 - 市場価格／従来価格／類似製品価格と比較してどの程度安いか
 - 原材料等の価格動向も踏まえて、安いか否かを判断
- ② 下請事業者との交渉プロセスがどれほど密か
 - この記録化が重要
 - 見積書のほか、他社の見積書、面談記録、メール等

NOZOMI | COPYRIGHT © NOZOMI SOGO ATTORNEYS AT LAW. ALL RIGHTS RESERVED. | 20

6. パートナーシップ構築宣言 (1) パートナーシップ構築宣言とは

● パートナーシップ構築宣言の内容

目指すこと : サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等
を越えた新たな連携

具体的行動 : 下請中小企業振興法に基づく

「振興基準」の遵守(*) ← 対象は下請法対象仕入れ先

(*) 取引適正化の重点 5 分野

- ① 合理的な価格決定
- ② 型取引の適正化
- ③ 下請代金支払の適正化
- ④ 知的財産・ノウハウの保護
- ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ防止

部工会の自主行動計画に合致

||

パートナーシップ構築宣言は
自主行動計画実践の一環

6. パートナーシップ構築宣言 (2) パートナーシップ構築宣言のメリット

- パ宣言によって、**国や県の補助金**について、**加点措置など優遇措置**が受けられるようになります。
- パ宣言によって、**日本政策金融公庫のパ宣言関連の融資制度（企業活力強化資金）**が**利用可能**となります。
- パ宣言は、**資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の企業が「賃上げ促進税制」**を利用する際の**条件**となっています。
(中小企業向け「賃上げ促進税制」の条件ではありません。)
- その他、**パ宣言ロゴの利用、SDG s 活動への貢献**など。

宣言するメリット：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (biz-partnership.jp)

企業活力強化資金 | 日本政策金融公庫 (jfc.go.jp)

賃上げ促進税制 (METI/経済産業省)

[chinagesokusinzeisei_gb_20240805.pdf](#) (meti.go.jp)

6. パートナーシップ構築宣言 (3) パートナーシップ構築宣言の宣言方法

ポータルサイトからひな形のダウンロード

<https://www.biz-partnership.jp/docs/bizpartnership-hinagata.docx?v=20240325>

↓

自社の取組内容に合わせて宣言文を加筆・修正

↓

会社名と代表者名を明記（代表者のコミット）

↓

PDF形式にしてポータルサイトにアップロード

↓

内容に問題無ければポータルサイトに公表

記載要領：<https://www.biz-partnership.jp/docs/bizpartnership-kisai-yoryo.pdf?v=20240411>

7. カーボンニュートラル支援ツール紹介（各種CN支援ツール一覧）

部工会ホームページで一般に公開しておりますのでぜひご活用下さい。

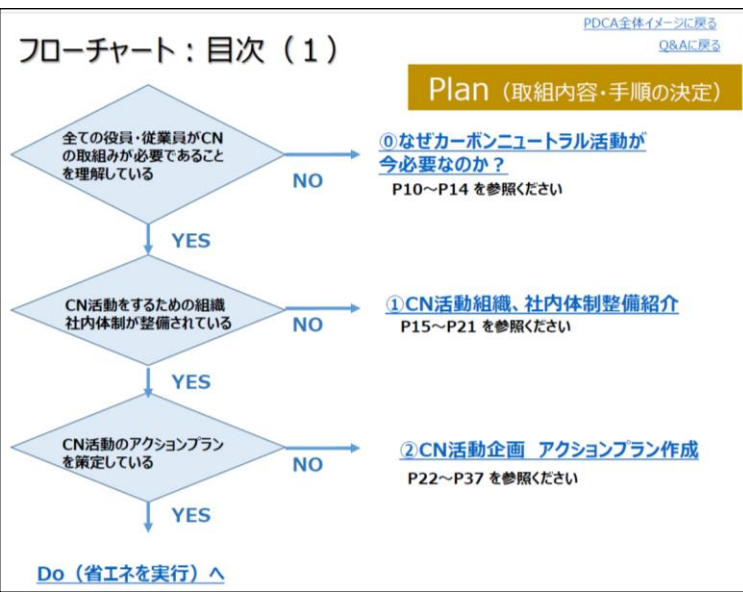
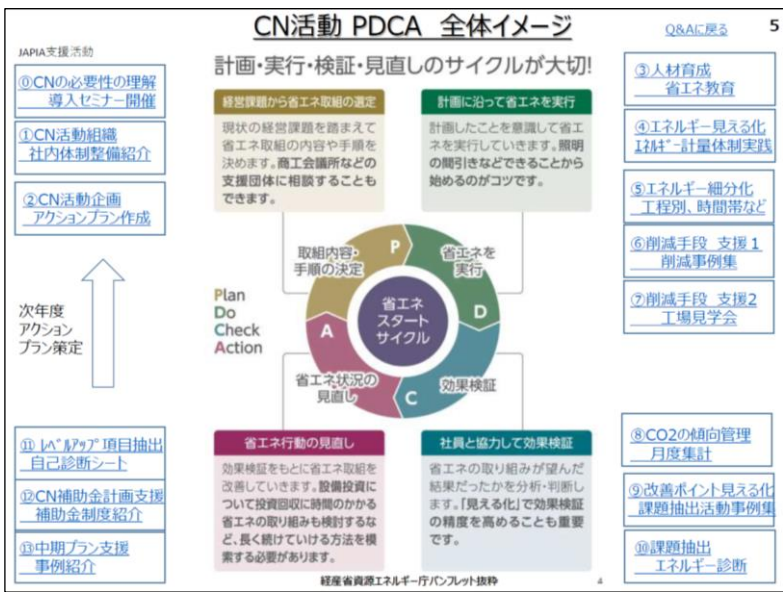
CN支援ツール	概要	URL
これで実践CN活動リスト	会員企業がCNをどのように進めればよいかをまとめた進め方集	https://www.japia.or.jp/CNkatsudolistippan/
これで実践CN活動リスト【対仕入先】	会員企業の仕入先に対する活動・支援をまとめた進め方集	https://www.japia.or.jp/CNlisttaishiiresakiippan/
簡易見える化算出表	投資不要で簡易的に細分化した単位で見える化できる帳票	https://www.japia.or.jp/CNmierukaippan/
設備別省エネ活動方法表	使い手の立場に立った設備別の省エネ活動方法一覧表	https://www.japia.or.jp/CNsetsubibetsuippan/
新事業創出・事業転換事例集	会員企業以外の自動車部品関連企業の活動事例集	https://www.japia.or.jp/CNjigyoujireishuippan/
CN推進にあたっての体制・役割モデル	CNに向け段階的に構築すべき体制・役割がわかる内容	https://www.japia.or.jp/CNkisochohishikiippan/
自己診断シート	自社のCN活動レベル・立ち位置がわかるツール	https://www.japia.or.jp/CNjikoshindanippan/

7. カーボンニュートラル支援ツール紹介 (各種CN支援ツール一覧)

● CN活動の進め方がわかる参考書のようなツール

ここがポイント

- P・D・C・A毎に活動を分類しています！
- フローチャートで問題をチェックしながら進められます！
- 困った時のQ&Aが充実しています！



困りごと・質問 Q&A対象リンク (1)

PDCA全体イメージに戻る 141

大分類	小分類	困り事・質問	コメント	リンク1	リンク2	リンク3
人材	意識	経営層がCN活動について説明して理解してもらえない	CNは経営戦略になり、今後商売がでなくなるから理解してもらいましょう。さらに省エネは経費削減につながることを理解してもらいましょう。他社の取組ビデオもイメージしてもらいやすいです	省エネのイメージが定まらない	省エネのイメージが定まらない	省エネのイメージが定まらない
	知識	専門知識があるメンバーがいないので人材育成をしたい	JAPIAのHPにセミナー情報があります。行政の支援機関でも無料講師派遣がありますので相談してはいかがでしょうか？省エネ見学会もイメージしやすいと思います	人材育成 省エネ見学会	削減手段 支援1 削減事例集	省エネ見学会
	知識	専門知識があるメンバーがいないのでCN企画の進め方がわからない	CNの支援してもらえ行政機関に相談してみてもいいでしょうか？無料相談もあります	削減手段 支援2 工場見学会	省エネのイメージが定まらない	省エネのイメージが定まらない
削減活動	省エネ	省エネ削減活動を社内ですすめたいが、新しいアイデアが出てこない	まずは、基礎編5事例から始めて次に初級編40事例から進めることをお勧めします。さらにアイデア出しの情報を探したい場合JAPIA削減事例集にヒントがあるかも！自動車部品と業種が違えば省エネセンターの削減事例集も参考に	省エネのイメージが定まらない	省エネのイメージが定まらない	省エネのイメージが定まらない
	省エネ	JAPIAの削減事例集で事例を探したいが、どこに掲載されているかわからない	JAPIAのHPの会員サイトに掲載されています。会員登録が必要です。リンク先などを記載しています	JAPIAの削減事例集		
	省エネ	JAPIAの削減事例集が多すぎてほしい情報が見つかることができない	エクセルのオートフィルター機能で、設備や工程、投資金額などを選んで、事例を抽出することができます			
	省エネ	投資の少ない削減事例が知りたい	エクセルのオートフィルター機能で投資金額の少ない順に抽出することができます。また省エネセンタービデオにも投資の少ないビデオの掲載があります	削減事例集のエクセル抽出	省エネのイメージが定まらない	省エネのイメージが定まらない

<https://www.japia.or.jp/CNkatsudolistippan/>

8. おわりに

- **自動車産業のサプライチェーン全体**での適正取引の推進、浸透に向け引き続き、**自工会と部工会が率先垂範**。

“**サプライチェーンの各ティア**において、**各社が「発注者の立場」**で、直接の取引先（各社のティア1）に対して「自主行動計画」「徹底プラン」を確実に実践”

- **「適正取引推進による活性化」**を通じて、**「グローバルでの競争力の確保、向上」**につなげる事が、**業界としてのありたい姿**である事を念頭に置き、地道に粘り強く、取組みを推進。

ご清聴ありがとうございました。

＜本件に関する問い合わせ＞

一般社団法人日本自動車部品工業会 業務部 田中、持丸、尾関
E-mail gyoumu@japia.or.jp TEL 03-3445-4214（業務部）